

平成24年度事業計画書

昨年3月の「東日本大震災」の発生から一年が過ぎ、復興への歩みが緒に就いたが、早期の国及び産業界の総力を挙げた復興への取組みが求められている。また、この震災による原子力発電所の事故等に伴い、昨年の夏は電力不足が大きな社会問題となったが、官民一体となった節電対策を実施した結果、幸いにして大きな混乱もなく乗り切ることが出来た。しかし、本年も原子力事故の影響による電力需給の逼迫と、今後の我が国のエネルギー政策は大きく見直されることが必至となっている。

かつてない大震災と原子力発電所の事故に伴い、国民生活、産業活動に不可欠な電力の安定供給が、国民から強く望まれているところである。「公益社団法人」として二年目を迎えた本会も、本部・支部一丸となり、電気の安全や電気使用の合理化を通じた社会貢献を行い、電力の安定供給に積極的に協力することが必要と考える。

平成24年度も引き続き、現場での保安業務を担う電気技術者等の保安技術の専門知識の向上を図り、社会における電気事故の防止、電気使用の合理化の推進並びに電気保安に関する行政施策に資することを目的に、公益目的事業を着実に実施することを基本方針とし、主として以下の事業を実施する。

.公益目的事業

1. 研修・セミナー・育成事業

電気技術者等に対する電気の保安に関する専門的知識・技術の向上を図り、社会における電気事故の防止に資するため、次の事業を実施する。

- (1) 電気保安管理に関する基礎的知識及び技術的な講義並びに実技を内容とした「**保安管理基礎講習会**」を開催する。
- (2) 事故の防止対策、保安管理業務に関する新技術・新手法、電気保安に関する法令並びに電気使用の合理化に関する新技術等を内容とした「**保安管理定期研修会**」、「**保安管理一般研修会**」を開催する。
- (3) 電気の保安管理業務に係る専門的な技術や手法等に関する実技指導・育成を内容とした「**保安管理技術研修会**」を開催する。
- (4) 電気保安に関する講義や討論を内容とした「**座学セミナー**」、並びに電気設備の設置場所における実技研修等を内容とした「**現地研修**」を実施する。

- (5) 広域災害発生直後における、応動対処方法等の習得を目的とした「広域災害対策訓練」を実施する。
- (6) 外部からの研修生の受入及び講師の派遣を実施する。

2 . 電気事故等についての調査、資料収集、分析と結果の公表事業

保安管理業務に関する重要課題、電気事故例、未波及事故例及び改善事例等について調査・分析するとともに、その成果を広く社会に発信していくために、次の事業を実施する。

- (1) 電気技術者等を対象とした「技術研究発表会」の開催
- (2) 集計資料や事故再発防止対策等に関するテキストの作成と配布
- (3) 電気保安管理業務に関する専門的技術情報や必要情報に関する出版物を発行し、広く社会に公表する。
 - 「電気管理技術」(会誌)、「電気管理技術者必携」(第8版)
 - 「データサプリー」、「東北地方太平洋沖地震による自家用電気工作物の被害状況及び対策方針」、「オレンジダイアリ」

3 . 電気安全に関するキャンペーン、「電気使用安全月間」への参画等による啓発事業

社会一般に対する電気の安全及び電気使用の合理化に関する意識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 国の主唱する「電気使用安全月間」(毎年8月)への参画
 - 「電気安全講演会」の開催
 - 電気安全を呼びかける団扇、ポスター、パンフレット類の作成、配布
 - 公共施設や福祉施設等への安全点検
 - 電気に関する災害や事故の防止のため、防災パトロール等の実施
- (2) 本部及び各支部のホームページの活用、新聞、「MiRaI」(広報紙)等による広報の実施

4 . 技術相談・助言・支援事業

- (1) 電気使用に係る安全確保のための技術相談、助言の実施
 - 電気保安に関する法令、保安管理技術並びに電気使用の合理化について広く社会一般の相談に応じるとともに、技術的内容に関しての指導・助言を行い、適切な保安管理の実施と社会における電気安全意識の普及・向上を図る。
- (2) 電気事故や故障発生時における対応支援事業の実施
 - 24時間稼働の「保安センター」等において、電気事故や故障発生

時に事業場等から緊急相談・要請があった場合、応急措置を指導するとともに、状況により現場に出向き、事故の未然防止、拡大防止及び早期復旧を図る。

.その他の事業

1. 会員の保安管理業務を支援するため事業

会員が行っている保安管理業務を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会等の開催、小冊子の発行、資料等の配布などにより、会員への情報共有を図り、共通認識を醸成し会員相互の援助・協力体制を構築する。
- (2) 関係法令により定められている国への申請、届出等を会員が的確に行えるよう指導・助言するとともに、国の自家用電気工作物の保安に関する施策や、電気使用の合理化に関する施策についての必要情報を会員に周知する。
- (3) 当協会の事業が社会に広く認知され、また、評価されることを目的に、電気関係諸団体の保安等に関する事業に協力すると共に、地域における行政機関や関係団体等の事業にも協力する。
- (4) 入会希望者に対する説明会を定期的で開催し、会員の拡大を図るとともに、入会申込者に対する面接、懇談会等を開催し、適切な保安管理業務の開始に向けて指導・支援する。
- (5) 会員の業務の拡大に関する諸課題について検討し、その結果を資料等を作成し提示する。
- (6) 保安管理業務の向上と外部委託制度の維持・発展のため、同じ保安管理業務を行っている法人との情報交換を行う。

2. 会員の職務倫理の確立に関する事業

各会員が保安管理業務に関する職務倫理を深く理解し、職務を誠実に実施することにより、設置者等からの信頼を得る。この取組が社会全般の電気の安全確保に有益と考え、会員の職務倫理を確立するための研修や適切な情報の提供を行う。

.その他

1 . 全国電気管理技術者協会連合会への協力

本会からも役員及び委員会委員を派遣し、電気主任技術者外部委託制度の維持・発展のための諸施策の検討、実施に積極的に協力する。

2 . その他

主要行事等

- (1) 平成 2 4 年 6 月に「第 4 2 回定時総会」を開催する。
- (2) 通常理事会を 3 回開催する。